

○環境影響評価条例施行規則

平成十一年二月四日

宮城県規則第五号

改正 平成一二年三月三十一日規則第二八号
平成一三年九月七日規則第一〇八号
平成一五年三月三十一日規則第三一号
平成一九年四月二日規則第七六号
平成二〇年一二月一五日規則第一一〇号
平成二二年三月一六日規則第一一号
平成二三年三月二二日規則第一三号
平成二四年三月二三日規則第一〇号
平成二四年九月二一日規則第七四号
平成二四年一二月二八日規則第八九号
平成二七年一二月二五日規則第一一二号
平成二九年二月一七日規則第五号
平成二九年一二月一日規則第五八号
平成三〇年三月一六日規則第一四号
令和二年三月二四日規則第二二号
令和三年三月三十一日規則第五六号
令和四年七月二九日規則第七〇号

環境影響評価条例施行規則をここに公布する。

環境影響評価条例施行規則

目次

第一章 総則（第一条—第四条の二）

第二章 第一種事業に係る環境影響評価その他の手続

第一節 第一種事業方法書の作成等（第五条—第十三条）

第二節 第一種事業準備書（第十四条—第三十四条）

第三節 第一種事業評価書（第三十五条—第四十条の二）

第三章 第二種事業に係る環境影響評価その他の手続

第一節 第二種事業方法書の作成等（第四十一条—第四十四条）

第二節 第二種事業準備書（第四十五条—第四十八条）

第三節 第二種事業評価書（第四十九条—第五十四条の二）

第四章 対象事業の内容の変更等（第五十五条—第六十一条）

第五章 評価書の公告及び縦覧後の手続等（第六十二条—第六十八条）

第六章 環境影響評価法に規定する知事の意見に係る手続（第六十九条）

第七章 雑則（第七十条—第七十四条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この規則は、環境影響評価条例（平成十年宮城県条例第九号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（第一種事業）

第二条 条例第二条第二項の第一種事業は、別表第一の第一欄に掲げる事業ごとにそれぞれ同表の第二欄に掲げる要件に該当する事業とする。

(条例第二条第二項第十一号の規則で定める事業)

第三条 条例第二条第二項第十一号の規則で定める事業は、次に掲げるものとする。

- 一 土、採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)第二条に規定する岩石又は砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)第二条に規定する砂利の採取場の新設又は増設の事業
- 二 条例第二条第二項第四号、第五号及び第七号から第十号までに掲げる事業のうちの上を併せて行う事業(同一事業者が実施する場合に限る。以下「複合事業」という。)(第二種事業)

第四条 条例第二条第三項の第二種事業は、別表第一の第一欄に掲げる事業ごとにそれぞれ同表の第三欄に掲げる要件に該当する事業とする。

(事業計画概要書の作成等)

第四条の二 条例第四条の二第一項に規定する事業計画概要書(以下「概要書」という。)には、次に掲げる事項を記載又は添付するものとする。

- 一 事業の名称、種類及び規模
 - 二 事業実施計画区域
 - 三 着工及び供用開始予定年月日
 - 四 工事等による影響が想定される環境要素
 - 五 事業に係る組織体制等
 - 六 周辺で実施又は計画中の同種の事業に係る位置図
 - 七 事業者の登記事項証明書及び定款
 - 八 別表第一の第一欄第四号の対象となる事業であって、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成二十三年法律第百八号)第九条第四項の認定を受けようとしているもの又は認定を受けたものについてはその申請内容及び認定状況
 - 九 その他知事が必要と認める書類
- 2 前項の概要書の送付は、様式第一号により行うものとする。
- 3 条例第四条の二第二項の規則で定めるものは、別表第二の上欄に掲げる事業ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。
- 4 条例第四条の二第三項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 概要書の記載事項を周知する地域住民の範囲
 - 二 概要書の記載事項の周知方法
 - 三 その他市町村長が必要と認める事項
- 5 条例第四条の二第四項に規定する概要書の記載事項を周知する方法は、説明会の開催若しくは個別の説明を行う方法又は自治会長、町内会長その他当該地域住民等を代表する者を通じて間接的に説明する方法とする。
- 6 概要書の周知に当たっては、環境の保全の見地からの意見を求めるとともに、当該意見を書面により提出することができる旨、提出期限及び提出先その他意見の提出に必要な事項を説明しなければならない。
- 7 第五項の周知方法が説明会である場合において、事業者は、当該説明会の開催日時、場所及び案内方法について市町村長と協議しなければならない。

第二章 第一種事業に係る環境影響評価その他の手続

第一節 第一種事業方法書の作成等

(第一種事業方法書の作成)

第五条 条例第五条第一項第二号に掲げる第一種事業の内容については、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 第一種事業の種類

二 第一種事業の規模

三 第一種事業が実施されるべき区域（以下「第一種事業実施区域」という。）の位置

四 前三号に掲げるもののほか、第一種事業の内容に関する事項（既に決定されている内容に係るものに限る。）であって、その変更により環境影響が変化することとなるもの

- 2 事業者は、前項各号に掲げる事項を記載するに当たっては、当該事項に関する第一種事業の背景、経緯及び必要性を明らかにするとともに、条例第五条第二項の規定により配意した内容を明記しなければならない。
- 3 事業者は、条例第五条第一項第三号に掲げる事項を記載するに当たっては、入手可能な最新の文献その他の資料により把握した結果（当該資料の出典を含む。）を技術指針の定めるところにより、記載しなければならない。
- 4 事業者は、第一項第三号及び前項の事項について把握した結果を記載するに当たっては、その概要を適切な縮尺の平面図に明らかにしなければならない。
- 5 事業者は、条例第五条第一項第四号に掲げる事項を記載するに当たっては、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定した理由等を明らかにしなければならない。この場合において、当該環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に当たって、専門家その他の環境影響に関する知見を有する者（以下「専門家等」という。）の助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を併せて明らかにしなければならない。
- 6 事業者は、条例第五十七条第一項の規定により二以上の対象事業について併せて第一種事業方法書を作成した場合にあっては、当該第一種事業方法書において、その旨を明らかにしなければならない。

（第一種事業方法書の送付等）

第六条 条例第六条第一項に規定する環境影響を受ける範囲であると認められる地域は、第一種事業実施区域及び既に入手している情報によって一以上の環境影響評価の項目に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。

- 2 条例第六条第一項の規定による第一種事業方法書及びこれを要約した書類（次項、第九条、第十条第五号、第十条の二及び第十条の六第一項において「第一種事業要約書」という。）の送付は、様式第一号の二により行うものとする。
- 3 第一種事業方法書及び第一種事業要約書の送付部数は、知事にあつては三十部、関係市町村長にあつてはそれぞれ五部とする。ただし、知事又は関係市町村長は、必要と認めたときは、送付部数の変更を指示できる。

（第一種事業方法書の通知等）

第七条 条例第六条第二項の規定による通知は、様式第二号により行うものとする。

（第一種事業方法書についての公告の方法）

第八条 条例第七条の規定による公告は、次に掲げる方法のうち二以上の方法により行うものとする。

- 一 宮城県公報又は県の広報紙への掲載
- 二 関係市町村の協力を得て、関係市町村の公報又は広報紙への掲載及び掲示板への掲示
- 三 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載
- 四 その他知事が認める方法

- 2 事業者は、前項の公告を行った場合は、速やかに、様式第三号に当該公告の写しを添えて、知事及び関係市町村長に報告するものとする。

（第一種事業方法書の縦覧）

第九条 条例第七条の規定により第一種事業方法書及び第一種事業要約書を縦覧に供する場所

は、次に掲げる場所のうちから、できる限り縦覧する者の参集の便を考慮して二以上の場所を定めるものとする。

- 一 事業者の事務所
- 二 県の庁舎その他の県の施設
- 三 関係市町村の協力が得られた場合にあつては、関係市町村の庁舎その他の関係市町村の施設
- 四 前三号に掲げるもののほか、事業者が利用できる適切な施設
(第一種事業方法書について公告する事項)

第十条 条例第七条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 事業者の氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 第一種事業の名称、種類及び規模
- 三 第一種事業実施区域
- 四 条例第六条第一項の第一種事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
- 五 第一種事業方法書及び第一種事業要約書の縦覧の場所、期間及び時間
- 六 第一種事業方法書について環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる旨
- 七 条例第八条第一項の意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項
(第一種事業方法書の公表)

第十条の二 条例第七条の規定による第一種事業方法書及び第一種事業要約書の公表は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

- 一 事業者のウェブサイトへの掲載
- 二 県のウェブサイトへの掲載
- 三 関係市町村の協力を得て、関係市町村のウェブサイトへの掲載
(第一種事業方法書についての説明会の開催)

第十条の三 条例第七条の二第一項の方法書説明会は、できる限り方法書説明会に参加する者の参集の便を考慮して開催の日時及び場所を定めるものとし、第一種事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域に二以上の市町村の区域が含まれることその他の理由により事業者が必要と認める場合には、方法書説明会を開催すべき地域を二以上の区域に区分して当該区域ごとに開催するものとする。

(第一種事業方法書についての説明会の開催の公告)

第十条の四 第八条の規定は、条例第七条の二第二項の規定による公告について準用する。

2 条例第七条の二第二項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 事業者の氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 第一種事業の名称、種類及び規模
- 三 第一種事業実施区域
- 四 第一種事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
- 五 方法書説明会の開催を予定する日時及び場所
(責めに帰することができない事由)

第十条の五 条例第七条の二第四項の事業者の責めに帰することができない事由であつて規則で定めるものは、次に掲げる事由とする。

- 一 天災、交通の途絶その他の不測の事態により方法書説明会の開催が不可能であること。

二 事業者以外の者により方法書説明会の開催が故意に阻害されることによって方法書説明会を円滑に開催できないことが明らかであること。

(第一種事業方法書の記載事項の周知)

第十条の六 条例第七条の二第四項の規定による第一種事業方法書の記載事項の周知は、次に掲げる方法のうち二以上の方法により行うものとする。

一 第一種事業要約書を求めに応じて提供することを周知した後、当該第一種事業要約書を求めに応じて提供すること。

二 第一種事業方法書の概要を公告すること。

三 前二号に掲げるもののほか、第一種事業方法書の記載事項を周知させるための適切な方法

2 第八条の規定は、前項第二号の規定による公告について準用する。

(第一種事業方法書についての意見書の提出)

第十一条 条例第八条第一項の意見書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 意見書の提出の対象である第一種事業方法書の名称

三 第一種事業方法書についての環境の保全の見地からの意見

2 前項第三号の意見は、日本語により、意見の理由を含めて記載するものとする。

(第一種事業方法書についての意見の概要等の送付)

第十二条 条例第九条の規定による送付は、様式第四号により行うものとする。

(第一種事業方法書についての知事の意見の提出期間)

第十三条 条例第十条第一項の規則で定める期間は、九十日とする。ただし、同項の意見を述べるため実地の調査を行う必要がある場合において、積雪その他の自然現象により長期間にわたり当該実地の調査が著しく困難であるときは、百二十日を超えない範囲内において知事が定める期間とする。

2 知事は、前項ただし書の規定により期間を定めたときは、事業者に対し、遅滞なくその旨及びその理由を通知しなければならない。

第二節 第一種事業準備書

(第一種事業準備書の作成)

第十四条 第一種事業準備書には、条例第十三条第一号から第七号までに掲げる事項に加え、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 第一種事業に係る工作物及び土地の利用に関する事項

二 工事の実施に係る工法、期間及び工程計画に関する事項

三 切土、盛土その他の土地の造成に関する事項

四 土石の捨場又は採取場を設置する場合にあつては、当該土石の捨場又は採取場に関する事項

五 供用開始後の状態に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、第一種事業の内容に関する事項であつて、その変更により環境影響が変化することとなるもの

2 条例第十三条第四号の事業者の見解は、意見の概要又は意見の項目ごとに記載するものとする。

3 条例第十三条第五号に掲げる事項は、技術指針の定めるところにより選定した環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由を記載するものとする。

4 条例第十三条第六号ロに掲げる事項には、技術指針の定めるところにより選定した環境の

保全のための措置（以下「環境保全措置」という。）を記載するものとする。この場合において、環境保全措置の検討の経過、検証の結果等について、できる限り明らかにするものとする。

5 条例第十三条第六号ハに掲げる事項には、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合における工事の実施中及び供用開始後の環境の状況を把握するための調査（以下「事後調査」という。）を技術指針の定めるところにより検討した結果を記載するものとする。

一 予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずるとき。

二 効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずるとき。

三 工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境保全措置の内容をより詳細なものにするとき。

四 代償措置を講ずる場合であって、当該代償措置による効果の不確実性の程度及び当該代償措置に係る知見の充実の程度を踏まえ、事後調査が必要であると認められるとき。

6 条例第十三条第六号ニに掲げる事項の記載に当たっては、他の選定項目ごとに取りまとめられた調査、予測及び評価の結果の概要を一覧できるようにするものとする。

7 事業者は、条例第五十七条第一項の規定により二以上の対象事業について併せて第一種事業準備書を作成した場合にあっては、当該第一種事業準備書において、その旨を明らかにしなければならない。

（第一種事業関係地域を判断するための協議等）

第十五条 条例第十四条第二項の規定による協議は、様式第五号により行うものとする。

（第一種事業準備書の送付）

第十六条 条例第十四条第一項の規定による第一種事業準備書及びこれを要約した書類（次項及び第十九条第五号において「第一種事業要約書」という。）の送付は、様式第六号により行うものとする。

2 第一種事業準備書及び第一種事業要約書の送付部数は、知事にあつては二十部、第一種事業関係市町村長にあつてはそれぞれ五部とする。ただし、知事又は第一種事業関係市町村長は、必要と認めたときは、送付部数の変更を指示できる。

（第一種事業準備書についての公告の方法）

第十七条 第八条の規定は、条例第十五条の規定による公告について準用する。この場合において、第八条第一項第二号中「関係市町村」とあるのは「第一種事業関係地域の市町村」と、同条第二項中「関係市町村長」とあるのは「第一種事業関係市町村長」と読み替えるものとする。

（第一種事業準備書の縦覧）

第十八条 第九条の規定は、条例第十五条の規定による縦覧について準用する。この場合において、第九条中「第一種事業方法書」とあるのは「第一種事業準備書」と、同条第三号中「関係市町村」とあるのは「第一種事業関係地域の市町村」と読み替えるものとする。

（第一種事業準備書について公告する事項）

第十九条 条例第十五条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 事業者の氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 第一種事業の名称、種類及び規模

三 第一種事業実施区域

四 第一種事業関係地域の範囲

五 第一種事業準備書及び第一種事業要約書の縦覧の場所、期間及び時間

六 第一種事業準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により提出することがで

きる旨

七 条例第十七条第一項の意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項
(第一種事業準備書の公表)

第十九条の二 第十条の二の規定は、条例第十五条の規定による公表について準用する。この場合において、第十条の二第三号中「関係市町村」とあるのは、「第一種事業関係地域の市町村」と読み替えるものとする。

(第一種事業準備書についての説明会の開催)

第二十条 第十条の三の規定は、条例第十六条第一項の規定による第一種事業準備書説明会について準用する。この場合において、第十条の三中「第一種事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域」とあるのは、「第一種事業関係地域」と読み替えるものとする。

(第一種事業準備書についての説明会の開催の公告)

第二十一条 第八条の規定は、条例第十六条第二項において準用する条例第七条の二第二項の規定による公告について準用する。この場合において、第八条第一項第二号中「関係市町村」とあるのは「第一種事業関係地域の市町村」と、同条第二項中「関係市町村長」とあるのは「第一種事業関係市町村長」と読み替えるものとする。

2 第十条の四第二項の規定は、条例第十六条第二項において準用する条例第七条の二第二項の規定による公告について準用する。この場合において、第十条の四第二項第四号中「第一種事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域」とあるのは「第一種事業関係地域」と、同項第五号中「方法書説明会」とあるのは「第一種事業準備書説明会」と読み替えるものとする。

(責めに帰することができない事由)

第二十二条 第十条の五の規定は、条例第十六条第二項において準用する条例第七条の二第四項の事業者の責めに帰することができない事由について準用する。この場合において、第十条の五中「方法書説明会」とあるのは、「第一種事業準備書説明会」と読み替えるものとする。

(第一種事業準備書の記載事項の周知)

第二十三条 第十条の六の規定は、条例第十六条第二項において準用する条例第七条の二第四項の規定による第一種事業準備書の記載事項の周知について準用する。この場合において、第十条の六第一項第二号及び第三号中「第一種事業方法書」とあるのは「第一種事業準備書」と、同条第二項において準用する第八条第一項第二号中「関係市町村」とあるのは「第一種事業関係地域の市町村」と、同条第二項中「関係市町村長」とあるのは「第一種事業関係市町村長」と読み替えるものとする。

(第一種事業準備書についての意見書の提出)

第二十四条 第十一条の規定は、条例第十七条第一項の意見書について準用する。この場合において、第十一条第一項第二号及び第三号中「第一種事業方法書」とあるのは、「第一種事業準備書」と読み替えるものとする。

(第一種事業準備書についての意見の概要等の送付)

第二十五条 条例第十八条の規定による送付は、様式第七号により行うものとする。

(第一種事業準備書についての公聴会の開催等)

第二十六条 条例第十九条第一項の公聴会は、第一種事業関係地域内において開催するものとする。ただし、第一種事業関係地域内に公聴会を開催する適当な場所がないときは、第一種事業関係地域以外で開催することができる。

2 知事は、公聴会を開催しようとするときは、開催の期日の二週間前までに次に掲げる事項を公告するものとする。

- 一 公聴会の開催の日時及び場所
 - 二 意見を聴こうとする第一種事業準備書に係る事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - 三 意見を聴こうとする第一種事業準備書に係る第一種事業の名称、種類及び規模
 - 四 次条に規定する公述の申出に関する事項
 - 五 その他必要と認める事項
- 3 前項の規定による公告は、宮城県公報に掲載するほか、第一種事業関係地域の市町村の広報紙への掲載その他適当と認められる方法により行うものとする。
 - 4 知事は、第二項の規定による公告をしたときは、その旨を事業者及び第一種事業関係市町村長に通知するものとする。

（公述の申出）

第二十七条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、前条第二項の規定による公告の日から起算して二週間以内に、次に掲げる事項を書面で知事に申し出なければならない。

- 一 氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに公聴会において意見を述べようとする者の氏名及び役職名）
- 二 第一種事業の名称
- 三 意見の要旨及びその理由

（公述人の選定等）

第二十八条 知事は、公聴会の運営を円滑に行うため、前条の規定による申出のあった者のうちから、公聴会において意見を述べることができる者（以下「公述人」という。）をあらかじめ選定するものとする。

- 2 知事は、公聴会の運営を円滑に行うため必要があると認めるときは、公述人が意見を述べる時間（以下「公述時間」という。）をあらかじめ定めることができる。
- 3 知事は、第一項の規定により公述人を選定し、又は前項の規定により公述時間を定めるときは、その旨を前条の規定による申出のあった者に通知するものとする。

（公聴会の議長）

第二十九条 公聴会は、議長が主宰する。

- 2 議長は、宮城県職員のうちから、知事が指名する。

（公述人の陳述）

第三十条 公述人は、意見を述べようとするときは、その意見を聴こうとする第一種事業準備書の範囲を超え、又は環境の保全の見地からの意見の範囲を超えて発言してはならない。

- 2 議長は、公述人に前項の規定に違反した発言があったときはその発言を禁止し、又は不穏当な言動があったときは当該公述人を退場させることができる。

（代理人による発言の制限）

第三十一条 公述人は、代理人に意見を述べさせることができない。ただし、あらかじめ知事の承認を得たときは、この限りでない。

（公聴会の秩序維持）

第三十二条 議長は、公聴会の秩序を維持し、その運営を円滑に行うため必要があると認めるときは、傍聴人の入場を制限し、又はその秩序を乱し、若しくは不穏当な言動をした者を退場させることができる。

（公聴会の記録書の作成）

第三十三条 条例第十九条第二項に規定する聴いた意見の概要を記載した書類には、次に掲げる事項を記載し、議長が記名しなければならない。

- 一 公聴会の日時及び場所

- 二 出席した公述人の氏名及び住所
- 三 公述人の発言した意見の内容
- 四 その他公聴会の経過に関する事項

(第一種事業準備書についての知事の意見の提出期間)

第三十四条 条例第二十条第一項の規則で定める期間は、百二十日とする。ただし、同項の意見を述べるため実地の調査を行う必要がある場合において、積雪その他の自然現象により長期間にわたり当該実地の調査が著しく困難であるときは、百五十日を超えない範囲内において知事が定める期間とする。

- 2 第十三条第二項の規定は、前項ただし書の規定により期間を定めた場合について準用する。

第三節 第一種事業評価書

(第一種事業評価書の作成)

第三十五条 事業者は、第一種事業評価書を作成する場合において、第一種事業準備書に記載されている事項を修正したときは、当該第一種事業準備書に記載した事項との相違を明らかにするものとする。

- 2 第十四条第二項の規定は、条例第二十一条第五号に掲げる事項について準用する。
- 3 第十四条第三項から第七項までの規定は、第一種事業評価書の作成について準用する。この場合において、同条第七項中「第一種事業準備書」とあるのは、「第一種事業評価書」と読み替えるものとする。

(第一種事業評価書の送付時期)

第三十六条 条例第二十二条の規則で定める時期は、別表第三の上欄に掲げる事業ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる時期のうち最も早い時期とする。

(第一種事業評価書の送付)

第三十七条 条例第二十二条の規定による第一種事業評価書及びこれを要約した書類（次項において「第一種事業要約書」という。）の送付は、様式第八号により行うものとする。

- 2 第一種事業評価書及び第一種事業要約書の送付部数は、知事にあつては三十部、第一種事業関係市町村長にあつてはそれぞれ五部とする。ただし、知事又は第一種事業関係市町村長は、必要と認めたときは、送付部数の変更を指示できる。

(第一種事業評価書についての公告の方法)

第三十八条 第八条の規定は、条例第二十三条の規定による公告について準用する。この場合において、第八条第一項第二号中「関係市町村」とあるのは「第一種事業関係地域の市町村」と、同条第二項中「関係市町村長」とあるのは「第一種事業関係市町村長」と読み替えるものとする。

(第一種事業評価書の縦覧)

第三十九条 第九条の規定は、条例第二十三条の規定による縦覧について準用する。この場合において、第九条中「第一種事業方法書」とあるのは「第一種事業評価書」と、同条第三号中「関係市町村」とあるのは「第一種事業関係地域の市町村」と読み替えるものとする。

(第一種事業評価書について公告する事項)

第四十条 第十九条第一号から第五号までの規定は、条例第二十三条の規則で定める事項について準用する。この場合において、第十九条第五号中「第一種事業準備書」とあるのは、「第一種事業評価書」と読み替えるものとする。

(第一種事業評価書の公表)

第四十条の二 第十条の二の規定は、条例第二十三条の規定による公表について準用する。この場合において、第十条の二第三号中「関係市町村」とあるのは、「第一種事業関係地域の市町村」と読み替えるものとする。

第三章 第二種事業に係る環境影響評価その他の手続

第一節 第二種事業方法書の作成等

(第二種事業方法書の作成)

第四十一条 条例第二十五条第二号に掲げる第二種事業の内容については、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 第二種事業の種類
 - 二 第二種事業の規模
 - 三 第二種事業が実施されるべき区域（以下「第二種事業実施区域」という。）の位置
 - 四 前三号に掲げるもののほか、第二種事業の内容に関する事項（既に決定されている内容に係るものに限る。）であって、その変更により環境影響が変化することとなるもの
- 2 事業者は、前項各号に掲げる事項を記載するに当たっては、当該事項に関する第二種事業の背景、経緯及び必要性を明らかにするとともに、条例第二十五条第二項の規定により配意した内容を明記しなければならない。
- 3 事業者は、条例第二十五条第一項第三号に掲げる事項を記載するに当たっては、入手可能な最新の文献その他の資料により把握した結果（当該資料の出典を含む。）を技術指針の定めるところにより、記載しなければならない。
- 4 事業者は、第一項第三号及び前項の事項について把握した結果を記載するに当たっては、その概要を適切な縮尺の平面図に明らかにしなければならない。
- 5 事業者は、条例第二十五条第一項第四号に掲げる事項を記載するに当たっては、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定した理由等を明らかにしなければならない。この場合において、当該環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に当たって、専門家等の助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を併せて明らかにしなければならない。
- 6 事業者は、条例第五十七条第一項の規定により二以上の対象事業について併せて第二種事業方法書を作成した場合にあっては、当該第二種事業方法書において、その旨を明らかにしなければならない。

(第二種事業方法書の送付等)

第四十二条 条例第二十六条第一項に規定する環境影響を受ける範囲であると認められる地域は、第二種事業実施区域及び既に入手している情報によって一以上の環境影響評価の項目について環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。

- 2 条例第二十六条第一項の規定による第二種事業方法書及びこれを要約した書類（次項において「第二種事業要約書」という。）の送付は、様式第一号の二により行うものとする。
- 3 第二種事業方法書及び第二種事業要約書の送付部数は、知事にあつては三十部、関係市町村長にあつてはそれぞれ五部とする。ただし、知事又は関係市町村長は、必要と認めるときは、送付部数の変更を指示できる。

(第二種事業方法書の通知等)

第四十三条 条例第二十六条第二項の規定による通知は、様式第二号により行うものとする。

(第二種事業方法書についての知事の意見の提出期間)

第四十四条 条例第二十七条第一項の規則で定める期間は、九十日とする。ただし、同項の意見を述べるため実地の調査を行う必要がある場合において、積雪その他の自然現象により長期間にわたり当該実地の調査が著しく困難であるときは、百二十日を超えない範囲内において知事が定める期間とする。

- 2 知事は、前項ただし書の規定により期間を定めたときは、事業者に対し、遅滞なくその旨及びその理由を通知しなければならない。

第二節 第二種事業準備書

(第二種事業準備書の作成)

第四十五条 第二種事業準備書には、条例第三十条第一号から第六号までに掲げる事項に加え、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 第二種事業に係る工作物及び土地の利用に関する事項
 - 二 工事の実施に係る工法、期間及び工程計画に関する事項
 - 三 切土、盛土その他の土地の造成に関する事項
 - 四 土石の捨場又は採取場を設置する場合にあっては、当該土石の捨場又は採取場に関する事項
 - 五 供用開始後の状態に関する事項
 - 六 前各号に掲げるもののほか、第二種事業の内容に関する事項であって、その変更により環境影響が変化することとなるもの
- 2 条例第三十条第三号の事業者の見解は、意見の概要又は意見の項目ごとに記載するものとする。
- 3 条例第三十条第四号に掲げる事項は、技術指針の定めるところにより選定した環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由を記載するものとする。
- 4 条例第三十条第五号ロに掲げる事項には、技術指針の定めるところにより選定した環境保全措置を記載するものとする。この場合において、環境保全措置の検討の経過、検証の結果等について、できる限り明らかにするものとする。
- 5 条例第三十条第五号ハに掲げる事項には、事後調査を技術指針の定めるところにより検討した結果を記載するものとする。
- 6 条例第三十条第五号ニに掲げる事項の記載に当たっては、他の選定項目ごとに取りまとめられた調査、予測及び評価の結果の概要を一覧できるようにするものとする。
- 7 事業者は、条例第五十七条第一項の規定により二以上の対象事業について併せて第二種事業準備書を作成した場合にあっては、当該第二種事業準備書において、その旨を明らかにしなければならない。

(第二種事業関係地域を判断するための協議等)

第四十六条 条例第三十一条第二項の規定による協議は、様式第五号により行うものとする。

(第二種事業準備書の送付)

第四十七条 条例第三十一条第一項の規定による第二種事業準備書及びこれを要約した書類の送付は、様式第六号により行うものとする。

- 2 第二種事業準備書及びこれを要約した書類の送付部数は、知事にあっては二十部、第二種事業関係市町村長にあってはそれぞれ五部とする。ただし、知事又は第二種事業関係市町村長は、必要と認めるときは、送付部数の変更を指示できる。

(第二種事業準備書についての公告の方法)

第四十七条の二 第八条の規定は、条例第三十一条の二の規定による公告について準用する。この場合において、第八条第一項第二号中「関係市町村」とあるのは「第二種事業関係地域の市町村」と、同条第二項中「関係市町村長」とあるのは「第二種事業関係市町村長」と読み替えるものとする。

(第二種事業準備書の縦覧)

第四十七条の三 第九条の規定は、条例第三十一条の二の規定による縦覧について準用する。この場合において、第九条中「第一種事業方法書」とあるのは「第二種事業準備書」と、「第一種事業要約書」とあるのは「第二種事業要約書」と、同条第三号中「関係市町村」とあるのは「第二種事業関係地域の市町村」と読み替えるものとする。

(第二種事業準備書について公告する事項)

第四十七条の四 条例第三十一条の二の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 第二種事業の名称、種類及び規模
- 三 第二種事業実施区域
- 四 第二種事業関係地域の範囲
- 五 第二種事業準備書及び第二種事業要約書の縦覧の場所、期間及び時間
- 六 第二種事業準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる旨
- 七 条例第三十一条の四第一項の意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

(第二種事業準備書の公表)

第四十七条の五 第十条の二の規定は、条例第三十一条の二の規定による公表について準用する。この場合において、第十条の二第三号中「関係市町村」とあるのは「第二種事業関係地域の市町村」と読み替えるものとする。

(第二種事業準備書についての説明会の開催)

第四十七条の六 第十条の三の規定は、条例第三十一条の三第一項の規定による第二種事業準備書説明会について準用する。この場合において、第十条の三中「第一種事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域」とあるのは「第二種事業関係地域」と読み替えるものとする。

(第二種事業準備書についての説明会の開催の公告)

第四十七条の七 第八条の規定は、条例第三十一条の三第二項において準用する条例第七条の二第二項の規定による公告について準用する。この場合において、第八条第一項第二号中「関係市町村」とあるのは「第二種事業関係地域の市町村」と、同条第二項中「関係市町村長」とあるのは「第二種事業関係市町村長」と読み替えるものとする。

- 2 第十条の四第二項の規定は、条例第三十一条の三第二項において準用する条例第七条の二第二項の規定による公告について準用する。この場合において、第十条の四第二項第二号及び第三号中「第一種事業」とあるのは「第二種事業」と、同項第四号中「第一種事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域」とあるのは「第二種事業関係地域」と、同項第五号中「方法書説明会」とあるのは「第二種事業準備書説明会」と読み替えるものとする。

(責めに帰することができない事由)

第四十七条の八 第十条の五の規定は、条例第三十一条の三第二項において準用する条例第七条の二第四項の事業者の責めに帰することができない事由について準用する。この場合において、第十条の五中「方法書説明会」とあるのは「第二種事業準備書説明会」と読み替えるものとする。

(第二種事業準備書の記載事項の周知)

第四十七条の九 第十条の六の規定は、条例第三十一条の三第二項において準用する条例第七条の二第四項の規定による第二種事業準備書の記載事項の周知について準用する。この場合において、第十条の六第一項第一号中「第一種事業要約書」とあるのは「第二種事業要約書」と、同項第二号及び第三号中「第一種事業方法書」とあるのは「第二種事業準備書」と、同条第二項において準用する第八条第一項第二号中「関係市町村」とあるのは「第二種事業関係地域の市町村」と、同条第二項中「関係市町村長」とあるのは「第二種事業関係市町村長」と読み替えるものとする。

と読み替えるものとする。

(第二種事業準備書についての意見書の提出)

第四十七条の十 第十一条の規定は、条例第三十一条の四第一項の意見書について準用する。

この場合において、第十一条第一項第二号及び第三号中「第一種事業方法書」とあるのは「第二種事業準備書」と読み替えるものとする。

(第二種事業準備書についての意見の概要等の送付)

第四十七条の十一 条例第三十一条の五の規定による送付は、様式第七号により行うものとする。

(第二種事業準備書についての公聴会の開催等)

第四十七条の十二 条例第三十一条の六第一項の公聴会は、第二種事業関係地域内において開催するものとする。ただし、第二種事業関係地域内に公聴会を開催する適当な場所がないときは、第二種事業関係地域以外で開催することができる。

- 2 第二十六条第二項、第三項及び第四項の規定は、条例第三十一条の六第一項の公聴会について準用する。この場合において、第二十六条各項中「第一種事業」とあるのは「第二種事業」と読み替えるものとする。

(公述の申出)

第四十七条の十三 第二十七条から第三十三条までの規定は、条例第三十一条の六第一項の公聴会について準用する。この場合において、第二十七条第二号中「第一種事業」とあるのは「第二種事業」と、第三十条第一項中「第一種事業準備書」とあるのは「第二種事業準備書」と読み替えるものとする。

(第二種事業準備書についての知事の意見の提出期間)

第四十八条 条例第三十二条第一項の規則で定める期間は、百二十日とする。ただし、同項の意見を述べるため実地の調査を行う必要がある場合において、積雪その他の自然現象により長期間にわたり当該実地の調査が著しく困難であるときは、百五十日を超えない範囲内において知事が定める期間とする。

- 2 第四十四条第二項の規定は、前項ただし書の規定により期間を定めた場合について準用する。

第三節 第二種事業評価書

(第二種事業評価書の作成)

第四十九条 事業者は、第二種事業評価書を作成する場合において、第二種事業準備書に記載されている事項を修正したときは、当該第二種事業準備書に記載した事項との相違を明らかにするものとする。

- 2 第四十五条第二項の規定は、条例第三十三条第三号に掲げる事項について準用する。
- 3 第四十五条第三項から第七項までの規定は、第二種事業評価書の作成について準用する。この場合において、同条第七項中「第二種事業準備書」とあるのは、「第二種事業評価書」と読み替えるものとする。

(第二種事業評価書の送付時期)

第五十条 条例第三十四条の規則で定める時期は、別表第三の上欄に掲げる事業ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる時期のうち最も早い時期とする。

(第二種事業評価書の送付)

第五十一条 条例第三十四条の規定による第二種事業評価書及びこれを要約した書類（次項及び第五十三条において「第二種事業要約書」という。）の送付は、様式第八号により行うものとする。

- 2 第二種事業評価書及び第二種事業要約書の送付部数は、知事にあつては三十部、第二種事

業関係市町村長にあつてはそれぞれ五部とする。ただし、知事又は第二種事業関係市町村長は、必要と認めるときは、送付部数の変更を指示できる。

(第二種事業評価書についての公告の方法)

第五十二条 第八条の規定は、条例第三十五条の規定による公告について準用する。この場合において、第八条第一項第二号中「関係市町村」とあるのは「第二種事業関係地域の市町村」と、同条第二項中「関係市町村長」とあるのは「第二種事業関係市町村長」と読み替えるものとする。

(第二種事業評価書の縦覧)

第五十三条 第九条の規定は、条例第三十五条の規定による縦覧について準用する。この場合において、第九条中「第一種事業方法書」とあるのは「第二種事業評価書」と、「第一種事業要約書」とあるのは「第二種事業要約書」と、同条第三号中「関係市町村」とあるのは「第二種事業関係地域の市町村」と読み替えるものとする。

(第二種事業評価書について公告する事項)

第五十四条 第四十七条の四第一号から第五号までの規定は、条例第三十五条の規則で定める事項について準用する。この場合において、第四十七条の四第五号中「第二種事業準備書」とあるのは「第二種事業評価書」と読み替えるものとする。

(第二種事業評価書の公表)

第五十四条の二 第十条の二の規定は、条例第三十五条の規定による公表について準用する。この場合において、第十条の二第三号中「関係市町村」とあるのは、「第二種事業関係地域の市町村」と読み替えるものとする。

第四章 対象事業の内容の変更等

(氏名等の変更の通知)

第五十五条 条例第三十七条の規定による通知は、様式第九号により行うものとする。

(第一種事業評価書又は第二種事業評価書の公告前における軽微な変更等)

第五十六条 条例第二十三条又は条例第三十五条の規定による公告前の条例第三十八条第一項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、別表第四の第一欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の第二欄に掲げる事業の諸元の変更であつて、同表の第三欄に掲げる要件に該当するもの(当該変更後の対象事業について条例第六条第一項又は条例第二十六条第一項の規定を適用した場合における条例第六条第一項又は条例第二十六条第一項の地域を管轄する市町村長に当該変更前の対象事業に係る当該地域を管轄する市町村長以外の市町村長が含まれるもの及び環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると認めるべき特別の事情があるものを除く。)とする。

2 条例第二十三条又は条例第三十五条の規定による公告前の条例第三十八条第一項ただし書に規定する規則で定める変更は、次に掲げるものとする。

一 前項に規定する変更

二 別表第四の第一欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の第二欄に掲げる事業の諸元の変更以外の変更

三 前二号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減を目的とする変更であつて、当該変更後の対象事業について条例第六条第一項又は条例第二十六条第一項の規定を適用した場合における条例第六条第一項又は条例第二十六条第一項の地域を管轄する市町村長に当該変更前の対象事業に係る当該地域を管轄する市町村長以外の市町村長が含まれていないもの(第一種事業評価書又は第二種事業評価書の公告以後における軽微な変更等)

第五十七条 条例第二十三条又は条例第三十五条の規定による公告以後の条例第三十八条第一項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、別表第五の第一欄に掲げる対象事業の区

分ごとにそれぞれ同表の第二欄に掲げる事業の諸元の変更であって、同表の第三欄に掲げる要件に該当するもの（当該変更後の対象事業について条例第六条第一項又は条例第二十六条第一項の規定を適用した場合における条例第六条第一項又は条例第二十六条第一項の地域を管轄する市町村長に当該変更前の対象事業に係る当該地域を管轄する市町村長以外の市町村長が含まれるもの及び環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると認めるべき特別の事情があるものを除く。）とする。

2 条例第二十三条又は条例第三十五条の規定による公告以後の条例第三十八条第一項ただし書に規定する規則で定める変更は、次に掲げるものとする。

一 前項に規定する変更

二 別表第五の第一欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の第二欄に掲げる事業の諸元の変更以外の変更

三 前二号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減を目的とする変更（緑地その他の緩衝空地を増加するものに限る。）であって、当該変更後の対象事業について条例第六条第一項又は条例第二十六条第一項の規定を適用した場合における条例第六条第一項又は条例第二十六条第一項の地域を管轄する市町村長に当該変更前の対象事業に係る当該地域を管轄する市町村長以外の市町村長が含まれていないもの

（事業内容の変更の通知）

第五十八条 条例第三十八条第一項及び第三項の規定による通知は、様式第十号により行うものとする。

（事業内容の変更の場合の公告）

第五十九条 第八条の規定は、条例第三十八条第四項の規定による公告について準用する。

2 条例第三十八条第四項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 事業者の氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 対象事業の名称、種類及び規模

三 変更年月日

四 変更の内容

五 変更の理由

（対象事業の廃止等の通知）

第六十条 条例第三十九条第一項の規定による通知は、同項第一号及び第二号の場合にあつては様式第十一号により、同項第三号及び第四号の場合にあつては、様式第十二号により行うものとする。

（対象事業の廃止等の場合の公告）

第六十一条 第八条の規定は、条例第三十九条第一項の規定による公告について準用する。

2 条例第三十九条第一項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 事業者の氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 対象事業の名称、種類及び規模

三 条例第三十九条第一項各号のいずれかに該当することとなった旨及び該当した号

四 条例第三十九条第一項第三号及び第四号に該当した場合にあつては、引継ぎにより新たに事業者となった者の氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

第五章 評価書の公告及び縦覧後の手続等

（工事の着手等の通知）

第六十二条 条例第四十三条の規定による着手の通知は様式第十三号により、完了の通知は様式第十四号により行うものとする。

(工事の着手後の調査報告書の作成等)

第六十三条 条例第四十四条第一項の調査報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 対象事業の名称、種類及び規模

三 第一種事業実施区域又は第二種事業実施区域（以下「対象事業実施区域」という。）

四 対象事業に係る工事の進ちょく状況及び供用等の状況

五 事後調査の内容及び結果並びに第一種事業評価書又は第二種事業評価書に記載した環境影響評価の結果との検証結果

六 事後調査の結果に基づいて対策を講じた場合は、その内容

七 事後調査の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

八 その他知事が必要と認める事項

2 調査報告書の提出は、様式第十五号により行うものとする。

3 調査報告書の送付部数は、知事にあっては十部、第一種事業関係市町村長又は第二種事業関係市町村長にあってはそれぞれ五部とする。ただし、知事又は第一種事業関係市町村長若しくは第二種事業関係市町村長は、必要と認めたときは、送付部数の変更を指示できる。

(工事の着手後の調査報告書についての公告の方法)

第六十四条 第八条の規定は、条例第四十四条第二項の規定による公告について準用する。この場合において、第八条第一項第二号中「関係市町村」とあるのは「第一種事業関係地域又は第二種事業関係地域の市町村」と、同条第二項中「関係市町村長」とあるのは「第一種事業関係市町村長又は第二種事業関係市町村長」と読み替えるものとする。

(工事の着手後の調査報告書の縦覧)

第六十五条 第九条の規定は、条例第四十四条第二項の規定による縦覧について準用する。この場合において、第九条中「第一種事業方法書」とあるのは「調査報告書」と、同条第三号中「関係市町村」とあるのは「第一種事業関係地域又は第二種事業関係地域の市町村」と読み替えるものとする。

(工事の着手後の調査報告書について公告する事項)

第六十六条 条例第四十四条第二項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 対象事業の名称、種類及び規模

三 対象事業実施区域

四 第一種事業関係地域又は第二種事業関係地域の範囲

五 調査報告書の縦覧の場所、期間及び時間

(工事の着手後の調査報告書の公表)

第六十六条の二 第十条の二の規定は、条例第四十四条第二項の規定による公表について準用する。この場合において、第十条の二第三号中「関係市町村」とあるのは、「第一種事業関係地域の市町村又は第二種事業関係地域の市町村」と読み替えるものとする。

(身分証明書の様式)

第六十七条 条例第四十五条第四項に規定する身分を示す証明書は、様式第十六号のとおりとする。

(公表の方法)

第六十八条 条例第四十六条第二項の規定による公表は、宮城県公報への掲載その他知事が適当と認める方法により行うものとする。

2 条例第四十六条第二項の規定による公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 事業者の氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 対象事業の名称及び対象事業実施区域
- 三 公表の理由及び勧告の内容

第六章 環境影響評価法に規定する知事の意見に係る手続

(環境影響評価法に規定する知事の意見に係る手続)

第六十九条 第二十六条から第三十三条までの規定は、条例第五十五条第二項において準用する条例第十九条第一項の規定による公聴会について準用する。

第七章 雑則

(市町村の条例との関係)

第七十条 条例第六十条第一項の規定により、仙台市の区域において実施される対象事業については、この条例の規定を適用しない。

(適用除外)

第七十一条 条例第六十二条第一項に規定する事業は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第八十七条の規定による災害復旧の事業又は同法第八十八条第二項に規定する事業、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十四条の規定が適用される場合における同条第一項の都市計画に定められる事業又は同項に規定する事業及び被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第五条第一項の被災市街地復興推進地域において行われる同項第三号に規定する事業とする。

(電磁的記録による作成)

第七十二条 条例第六十三条の規定により条例第五条、第十三条、第二十一条、第三十条、第三十三条、第四十四条第一項及び第五十七条第一項に規定する事項について電磁的記録の作成を行う場合は、事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法により作成を行わなければならない。

(電磁的記録による保存)

第七十三条 条例第六十三条の規定により条例第七条、第十五条、第二十三条、第三十一条の二、第三十五条及び第四十四条第二項に規定する事項について電磁的記録による保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

- 一 作成された電磁的記録を事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル、磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)をもって調製するファイルにより保存する方法
 - 二 書面に記載されている事項をスキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。)により読み取ってできた電磁的記録を、事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法
- 2 事業者が、前項の規定により電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式でその使用に係る電子計算機その他の機器に表示でき、かつ、当該事項を記載した書面を作成することができるための措置を講じなければならない。

(電磁的記録による縦覧等)

第七十四条 条例第六十三条の規定により条例第七条、第十五条、第二十三条、第三十一条の二、第三十五条及び第四十四条第二項に規定する事項について電磁的記録に記録されている事項の縦覧等を行う場合は、当該事項を事業者の事務所に備え置く電子計算機その他の機器に表示する方法又は当該事項を記載した書類を備え置く方法により行わなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十一年六月十二日から施行する。
(復興整備計画に記載された復興整備事業に関する特例)
- 2 第七十一条に規定する事業のほか、当分の間、東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十六条第六項の規定により公表された同条第一項に規定する復興整備計画（以下「復興整備計画」という。）に記載された同条第二項第四号に規定する復興整備事業（以下「復興整備事業」という。）のうち、次に掲げるもの（同法第七十二条第一項に規定する特定復興整備事業を除く。）であつて、あらかじめ、当該復興整備計画を作成した同法第四十六条第三項に規定する被災関連市町村等が知事に届出をしたものについては、条例第六十二条第一項に規定する事業とする。
 - 一 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）による鉄道及び軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道の建設及び改良の事業
 - 二 土地区画整理事業（主として住居の災害復旧又は移転を目的とするものに限る。）
 - 三 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和四十七年法律第百三十二号）第二条第二項に規定する集団移転促進事業として行われる住宅団地造成事業
 - 四 複合事業であつて、第二号又は前号に掲げる事業を一体的に施行するもの
- 3 前項の届出は、次に掲げる書類を添付してするものとする。
 - 一 当該届出に係る事業が復興整備計画に記載された復興整備事業であることを明らかにする書類
 - 二 当該届出に係る事業の内容を明らかにする書類
(土石採取場の新設の事業に関する特例)
- 4 第七十一条に規定する事業のほか、当分の間、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）からの復興のために県又は市町村が行う事業（東日本大震災復興特別区域法第七十八条第三項に規定する復興交付金その他の復興庁の予算に計上され、かつ、国から県又は当該市町村に交付される給付金の交付の対象となる事業に限る。以下「復興事業」という。）に使用する土石（別表第一の十の項イに規定する土石をいう。）を供給する目的で行う土石採取場（同項イに規定する土石採取場をいい、県又は当該市町村が新設し、及び管理するものに限る。以下この項において同じ。）の新設の事業（当該土石採取場の面積が二十ヘクタール以上七十五ヘクタール未満であるものに限る。）であつて、あらかじめ、県又は当該市町村が知事に届出をしたもの（以下「復興事業に係る土石採取場新設事業」という。）については、条例第六十二条第一項に規定する事業とする。
- 5 附則第三項の規定は、前項の届出について準用する。この場合において、附則第三項第一号中「復興整備計画に記載された復興整備事業」とあるのは、「復興事業に係る土石採取場新設事業」と読み替えるものとする。

附 則（平成一二年規則第二八号）

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成一三年規則第一〇八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一五年規則第三一号）

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年規則第七六号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成十九年九月三十日から施行する。ただし、別表第一、別表第二及び別表第三の改正規定並びに附則第六項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 事業者がこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に環境影響評価条例（平成十年宮城県条例第九号。以下「条例」という。）第六条第一項の規定による第一種事業方法書の送付を行っている対象事業に対する改正後の環境影響評価条例施行規則（以下「新規則」という。）第五条の規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 事業者が施行日前に条例第十四条第一項の規定による第一種事業準備書の送付を行っている対象事業に対する新規則第十四条の規定の適用については、なお従前の例による。
- 4 事業者が施行日前に条例第二十六条第一項の規定による第二種事業方法書の送付を行っている対象事業に対する新規則第四十一条の規定の適用については、なお従前の例による。
- 5 事業者が施行日前に条例第三十一条第一項の規定による第二種事業準備書の送付を行っている対象事業に係る事後調査の検討については、なお従前の例による。
- 6 事業者は、施行日前においても、新規則第五条、第十四条、第四十一条又は第四十五条の規定の例により、方法書等の作成を行うことができる。
- 7 前項の規定により方法書等の作成が行われた対象事業については、施行日において、新規則の相当する規定により当該方法書等の作成が行われたものとみなす。

附 則（平成二〇年規則第一一〇号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十一年一月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 事業者がこの規則の施行の前日に環境影響評価条例（平成十年宮城県条例第九号）第六条第一項の規定による第一種事業方法書の送付又は同条例第二十六条第一項の規定による第二種事業方法書の送付を行っている対象事業に対する改正後の環境影響評価条例施行規則別表第一の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二二年規則第一一号）

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、別表第一の八の項イ及び九の項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成二三年規則第一三号）

この規則中別表第二の四の項及び十の項並びに別表第三の四の項及び十の項の改正規定は平成二十三年四月一日から、その他の改正規定は同年六月一日から施行する。

附 則（平成二四年規則第一〇号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第二の一の項3及び別表第三の一の項3の改正規定は、平成二十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第五号）附則第四十八条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における環境影響評価条例（平成十年宮城県条例第九号。以下「条例」と

いう。) 第二条第二項に規定する第一種事業又は同条第三項に規定する第二種事業に係る条例第六条第二項に規定する免許等、条例第二十二条の規定による第一種事業評価書(条例第二十一条に規定する第一種事業評価書をいう。)の送付時期及び条例第三十四条の規定による第二種事業評価書(条例第三十三条に規定する第二種事業評価書をいう。)の送付時期については、改正後の環境影響評価条例施行規則別表第二の一の項3及び別表第三の一の項3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成二四年規則第七四号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二四年規則第八九号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、別表第二の十の項の改正規定(同表第十の項中「第二十六条第一項」の下に「若しくは第二項若しくは第二十六条の二第一項若しくは第二項」を加える部分に限る。)は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、当該施行により新たに環境影響評価条例(平成九年宮城県条例第九号)第二条第四項の規定による対象事業となる事業であって、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第四十七条第一項若しくは第二項の認可の申請又は同法第四十八条第一項の規定による届出がなされたもの(施行日以後、その内容を変更せず、又は改正後の環境影響評価条例施行規則第五十七条第一項に規定する軽微な変更のみをして実施されるものに限る。)については、環境影響評価条例第二章から第六章までの規定は、適用しない。

附 則(平成二七年規則第一一二号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二九年規則第五号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十九年七月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、当該施行により新たに環境影響評価条例(平成十年宮城県条例第九号)第二条第四項の規定による対象事業となる事業であって、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第四十七条第一項若しくは第二項の認可の申請又は同法第四十八条第一項の規定による届出がなされたもの(施行日以後、その内容を変更せず、又は改正後の環境影響評価条例施行規則第五十七条第一項に規定する軽微な変更のみをして実施されるものに限る。)については、環境影響評価条例第二章から第六章までの規定は、適用しない。

附 則(平成二九年規則第五八号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成三〇年規則第一四号)

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則(令和二年規則第二二号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、当該施行により新たに環境影響評価条例(平成十年宮城県条例第九号)第二条第二項第四号の規定による対象事業となる事業であって、この規則の施行の日(以

下「施行日」という。)前に電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第四十七条第一項若しくは第二項の認可の申請又は同法第四十八条第一項の規定による届出がなされたもの(施行日以後、その内容を変更せず、又は改正後の環境影響評価条例施行規則第五十七条第一項に規定する軽微な変更のみをして実施されるものに限る。)については、環境影響評価条例第二章から第六章までの規定は、適用しない。

- 3 改正前の環境影響評価条例施行規則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の環境影響評価条例施行規則の規定によるものとみなす。

附 則 (令和三年規則第五六号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の環境影響評価条例施行規則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の環境影響評価条例施行規則の規定によるものとみなす。

附 則 (令和四年規則第七〇号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和四年十月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以降当該施行により新たに環境影響評価条例(平成十年宮城県条例第九号)第二条第四項の規定による対象事業となる事業であつて、施行日前に別表第三の四又は十に掲げる行為のいずれかがなされたもの(施行日以後において事業内容を変更せず、又は改正後の環境影響評価条例施行規則(以下「新規則」という。)第五十七条第一項に規定する軽微な変更のみ実施されたものに限る。)については、環境影響評価条例第二章から第六章までの規定は、適用しない。

- 3 事業者が施行日前に環境影響評価条例第六条第一項又は第二十六条第一項の規定による送付を行っている対象事業については、新規則第四条の二及び第四十七条の二から第四十七条の十三までの規定は、適用せず、第五条第二項及び第四十一条第二項の規定の適用については、なお従前の例による。

- 4 改正前の環境影響評価条例施行規則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、新規則の規定によるものとみなす。